

会則別紙2 新旧対照表

旧)

現行：2025年3月31日まで

新)

改定：2025年4月1日以降

千葉国際カントリークラブ 名義変更手続要項

千葉国際カントリークラブ 名義変更手続要項

手続	<p>1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類（下記の必要書類①、②）をまとめてご提出ください</p> <p>2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います</p> <p>3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封）</p> <p>4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込みのみとなり、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>																										
条件	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること</p> <p>2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと</p> <p>3. 正会員1名（譲渡人以外）の推薦があること 但し、相続または2親等内親族に変更する場合は推薦人不要</p> <p>4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと</p> <p>5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること</p>																										
必要書類	<p>① 譲受人（入会）必要書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 入会申込書（法人用または個人用）</td> <td>申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</td> </tr> <tr> <td>② 委任状（譲受人用）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 顔写真1枚（入会申込書に貼付け）</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>⑥ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書</td> <td>名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table> <p>② 譲渡人（退会）必要書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 名義変更申請書</td> <td>譲受人と連記</td> </tr> <tr> <td>② 委任状（譲渡人用）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 会員権の証書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> </table> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図（法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類）が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</p>	① 入会申込書（法人用または個人用）	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要	② 委任状（譲受人用）		③ 名義変更申請書	譲渡人と連記	④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 顔写真1枚（入会申込書に貼付け）	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要	⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印	① 名義変更申請書	譲受人と連記	② 委任状（譲渡人用）		③ 会員権の証書		④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
① 入会申込書（法人用または個人用）	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要																										
② 委任状（譲受人用）																											
③ 名義変更申請書	譲渡人と連記																										
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																										
⑤ 顔写真1枚（入会申込書に貼付け）	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの																										
⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																										
⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要																										
⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																										
① 名義変更申請書	譲受人と連記																										
② 委任状（譲渡人用）																											
③ 会員権の証書																											
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																										
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																										
名義変更料 (消費税込)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>220,000円</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td>相続または2親等内親族間の場合</td> <td>55,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合（個々法、別法人間）</td> <td>110,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	平日会員	一般	220,000円	220,000円	相続または2親等内親族間の場合	55,000円	55,000円	登録者同一の場合（個々法、別法人間）	110,000円	110,000円														
	正会員	平日会員																									
一般	220,000円	220,000円																									
相続または2親等内親族間の場合	55,000円	55,000円																									
登録者同一の場合（個々法、別法人間）	110,000円	110,000円																									
年会費 (消費税込)	<p>1. 期間 1月1日～12月31日 ※前払い制（継承可）</p> <p>2. 金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>39,600円</td> <td>19,800円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	平日会員		39,600円	19,800円																				
	正会員	平日会員																									
	39,600円	19,800円																									
書類送付先 連絡先	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類送付先</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉国際カントリークラブ 会員課 〒297-0231 千葉県長生郡長柄町山之郷754-32</td> <td>電話 0475-35-4325 FAX 0475-35-3128</td> </tr> </tbody> </table>	書類送付先	連絡先	千葉国際カントリークラブ 会員課 〒297-0231 千葉県長生郡長柄町山之郷754-32	電話 0475-35-4325 FAX 0475-35-3128																						
書類送付先	連絡先																										
千葉国際カントリークラブ 会員課 〒297-0231 千葉県長生郡長柄町山之郷754-32	電話 0475-35-4325 FAX 0475-35-3128																										



手続	<p>1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類（下記の必要書類①、②）をまとめてご提出ください</p> <p>2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います</p> <p>3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封）</p> <p>4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込みのみとなり、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>																										
条件	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること</p> <p>2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと</p> <p>3. 正会員1名（譲渡人以外）の推薦があること 但し、相続または2親等内親族に変更する場合は推薦人不要</p> <p>4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと</p> <p>5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること</p>																										
必要書類	<p>① 譲受人（入会）必要書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 入会申込書（法人用または個人用）</td> <td>申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</td> </tr> <tr> <td>② 委任状（譲受人用）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 顔写真1枚（入会申込書に貼付け）</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>⑥ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書</td> <td>名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table> <p>② 譲渡人（退会）必要書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 名義変更申請書</td> <td>譲受人と連記</td> </tr> <tr> <td>② 委任状（譲渡人用）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 会員権の証書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> </table> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図（法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類）が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</p>	① 入会申込書（法人用または個人用）	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要	② 委任状（譲受人用）		③ 名義変更申請書	譲渡人と連記	④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 顔写真1枚（入会申込書に貼付け）	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要	⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印	① 名義変更申請書	譲受人と連記	② 委任状（譲渡人用）		③ 会員権の証書		④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
① 入会申込書（法人用または個人用）	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要																										
② 委任状（譲受人用）																											
③ 名義変更申請書	譲渡人と連記																										
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																										
⑤ 顔写真1枚（入会申込書に貼付け）	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの																										
⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																										
⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要																										
⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																										
① 名義変更申請書	譲受人と連記																										
② 委任状（譲渡人用）																											
③ 会員権の証書																											
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																										
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																										
名義変更料 (消費税込)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>330,000円</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td>相続または2親等内親族間の場合</td> <td>55,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合（個々法、別法人間）</td> <td>110,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	平日会員	一般	330,000円	330,000円	相続または2親等内親族間の場合	55,000円	55,000円	登録者同一の場合（個々法、別法人間）	110,000円	110,000円														
	正会員	平日会員																									
一般	330,000円	330,000円																									
相続または2親等内親族間の場合	55,000円	55,000円																									
登録者同一の場合（個々法、別法人間）	110,000円	110,000円																									
年会費 (消費税込)	<p>1. 期間 1月1日～12月31日 ※前払い制（継承可）</p> <p>2. 金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>39,600円</td> <td>19,800円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	平日会員		39,600円	19,800円																				
	正会員	平日会員																									
	39,600円	19,800円																									
書類送付先 連絡先	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類送付先</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉国際カントリークラブ 会員課 〒297-0231 千葉県長生郡長柄町山之郷754-32</td> <td>電話 0475-35-4325 FAX 0475-35-3128</td> </tr> </tbody> </table>	書類送付先	連絡先	千葉国際カントリークラブ 会員課 〒297-0231 千葉県長生郡長柄町山之郷754-32	電話 0475-35-4325 FAX 0475-35-3128																						
書類送付先	連絡先																										
千葉国際カントリークラブ 会員課 〒297-0231 千葉県長生郡長柄町山之郷754-32	電話 0475-35-4325 FAX 0475-35-3128																										

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。